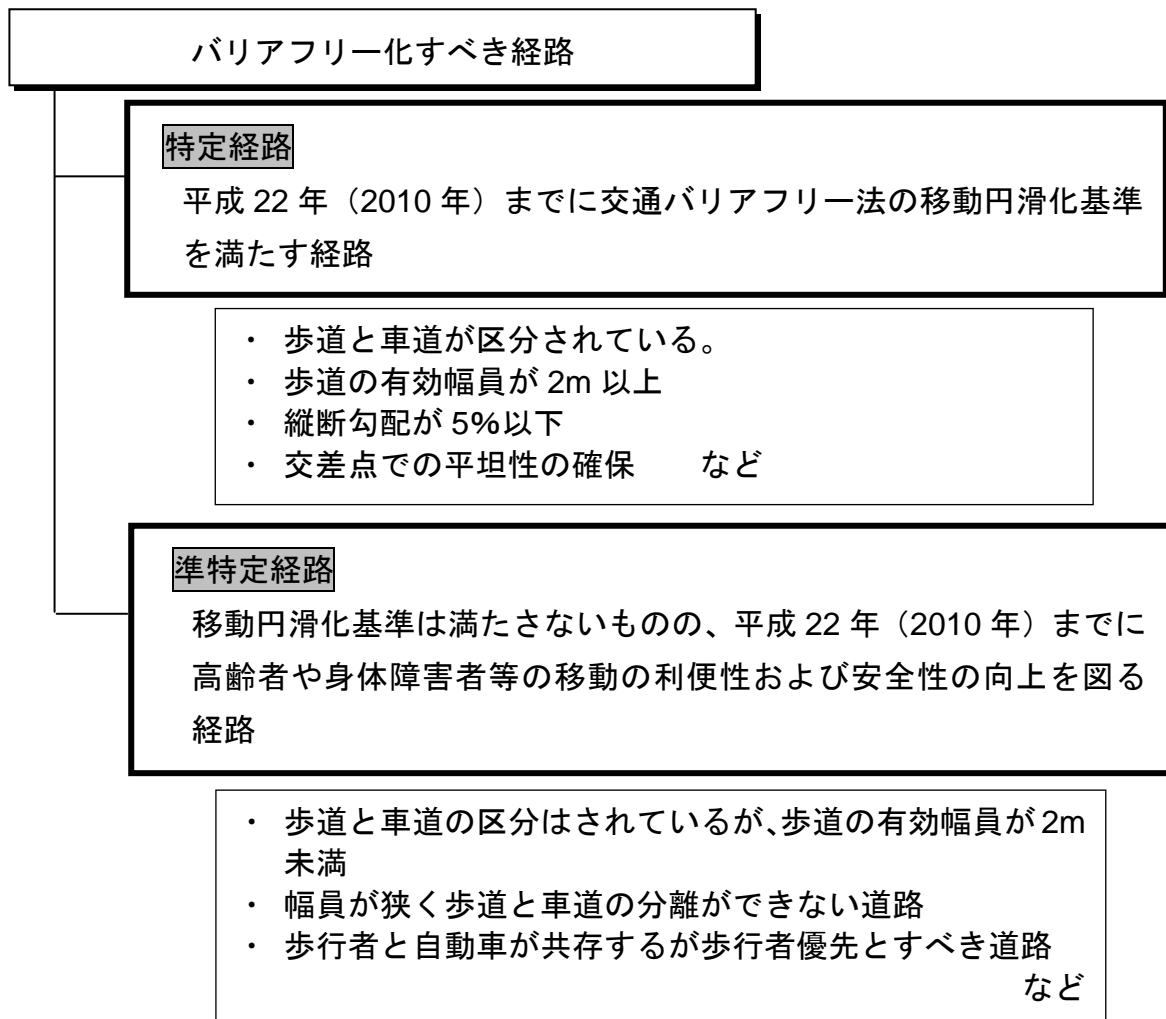


5-4 特定経路と重点整備地区の設定

1) 特定経路の考え方

- 交通バリアフリー法では、車いす利用者がすれちがえるように歩道の有効幅員を2m以上、縦断勾配は5%以下など、道路の構造について移動円滑化基準を定めています。
- バリアフリー化すべき経路のうち、平成22年(2010年)までにこの移動円滑化基準を満たしうる経路を「特定経路」とします。特定経路は、法律により、平成22年(2010年)までに移動円滑化基準を満たす整備が義務付けられます。
- 移動円滑化基準を満たす整備は難しいものの、市民からバリアフリー化への要望が高く、平成22年(2010年)までに高齢者・身体障害者等の移動の利便性および安全性の向上を図るべき経路を「準特定経路」とします。

【特定経路等の区分】



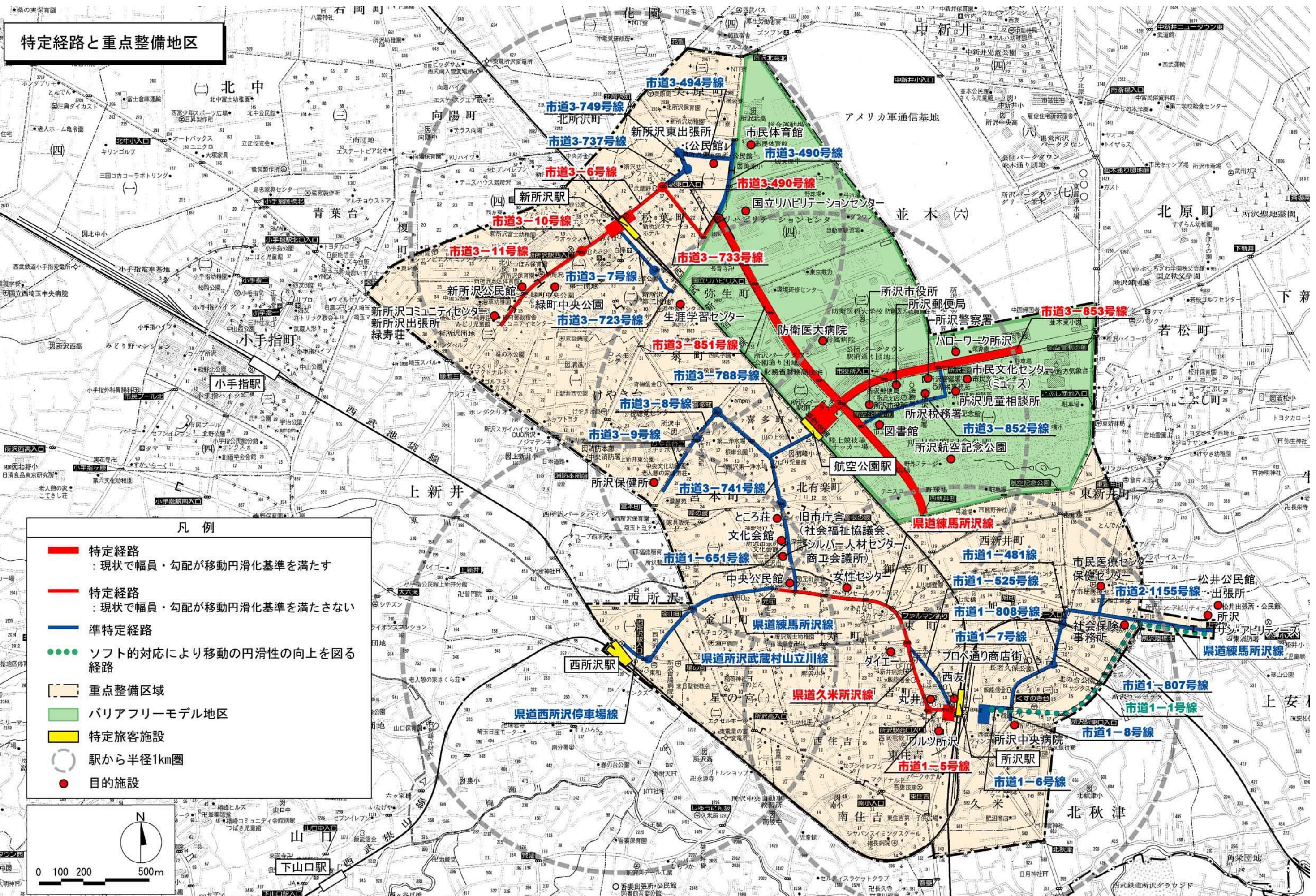
※なお、ハード的な整備が難しいものの何らかのバリアフリーへの対応を図るべき経路については、「ソフト的な対応により移動の円滑性の向上を図る経路」と位置付けます。

2) 重点整備地区の設定

○バリアフリー化すべき経路（特定経路及び準特定経路）を含む概ね駅から半径1km圏域の範囲を、重点整備地区の区域として設定します。区域の境界は、町丁界、鉄道、主要な道路を基本としています。

○重点整備地区の対象となる4駅（所沢駅、航空公園駅、新所沢駅、西所沢駅）は、互いにある程度近接した位置にあり、重複する目的施設や経路もあることから、各駅別に重点整備地区を設定するのではなく、4駅周辺を一体的に一つの重点整備地区（約696ha）として設定します。

○航空公園駅東口エリアについては、市役所等の主要な官庁施設、国立リハビリテーションセンターや防衛医大病院等の高齢者・身体障害者等がよく利用する施設、広域的に利用されている所沢航空記念公園といった施設が集中していることから、所沢市の中でモデルとなるような、特にバリアフリーのレベルの高いエリア（バリアフリーモデル地区）として位置付け、整備を推進していきます。



特定経路と重点整備地区

- 凡例**
- 特定経路
：現状で幅員・勾配が移動円滑化基準を満たす
 - 特定経路
：現状で幅員・勾配が移動円滑化基準を満たさない
 - 準特定経路
 - ⋯ ソフト的対応により移動の円滑性の向上を図る経路
 - 重点整備区域
 - バリアフリーモデル地区
 - 特定旅客施設
 - 駅から半径1km圏
 - 目的施設

